

| | |
|----------|-------------------------|
| 氏名 | かめ だ とし たか 亀 田 俊 和 |
| 学位(専攻分野) | 博 士 (文 学) |
| 学位記番号 | 文 博 第 373 号 |
| 学位授与の日付 | 平 成 18 年 11 月 24 日 |
| 学位授与の要件 | 学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当 |
| 研究科・専攻 | 文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻 |
| 学位論文題目 | 室町幕府施行制度の研究 |

論文調査委員 (主査) 教授 勝山清次 教授 藤井讓治 助教授 吉川真司

論 文 内 容 の 要 旨

管領施行システムは、応仁・文明の大乱以前の室町幕府における根幹の制度であり、将軍の主従制的支配権を強化・促進し、全国の武士・寺社本所に権益を与えることによって政権基盤の強化に大きな貢献をなした。本論文は、その沿革と意義を分析・解明したものである。

第一章では、下文施行状に代表される執事施行状について、その機能や発給手続きを分析しつつ、その出現の背景と意義を究明している。

南北朝内乱に軍事的に勝利を収め、政権基盤を強化して覇権を確立するために、室町幕府の草創初期から初代将軍足利尊氏は、幕府方の武士や寺社本所に対し、大量の下文や寄進状を発給して恩賞充行や所領寄進を行った。しかし動乱による社会情勢の混乱を反映して、問題をはらむ下文が大量に出現し、また従来の自力救済だけでは、現地を実効支配できない武士・寺社が多数存在した。その問題を解決するために、室町幕府初代執事高師直は、前代にはほとんどみられなかった下文施行状なる室町幕府独自の新型文書の発給を始めた。

下文施行状は、下文を再調査し、適正でない下文は退け、適正であると認めたものに対しては、恩賞地が存在する国の守護に遵行を命じることによって、下文拝領者による恩賞地の当知行化を推進する機能を有する文書であった。この下文施行システムによって、武士・寺社に対する恩賞・寄進はより効果的に行われるようになったが、また守護にとってもこのシステムは、任国を平定して国人層の求心力を高めることに大いに貢献した。初期には下文拝領者が申状によって申請してから施行状が発給される申請式が主流であったが、やがて申状なしでも発給される自動式が主流となり、執事が発給する下文施行状、すなわち執事施行状の「制度」化が促進された。

執事施行状は、将軍の主従制的支配権を牽制しつつも、同時に補強・促進し、将軍親裁を完成させ、また遵行を担当する守護の領国支配を進展させた。このシステムは、後の管領施行システムに継承される、室町幕府の根幹を占める制度であった。

第二章では、執事施行状・執事奉書の発給機関が仁政方であったことを明らかにしたうえで、下文施行政策をめぐる高師直と足利直義の対立を論じる。

執事施行状・執事奉書の発給機関は、暦応4(1341)年3月10日制定室町幕府追加法第7条などの史料から、仁政方であったと考えられる。仁政方は、将軍の恩賞充行等の主従制的支配権を執事が貫徹させる政治を「仁政」と認識することによって命名されたと考えられ、将軍管轄下にあつて、執事が施行状・奉書を発給するなどして実質的に運営を取りしきり、南北朝期全般にわたって存続した機関であり、室町期以降の管領施行状・奉書の発給機関に継承された。

師直は執事施行状を大量に発給することによって、己の権力を増強させたが、尊氏の弟で幕府の統治権の支配権の行使者である直義が彼の専横を嫌ったために、下文を実現する機能を仁政方から引付方に移管することを定める追加7条が制定されるなど、両者の間で執事施行状の可否をめぐる抗争が発生した。これは、恩賞充行政策を遂行するにあたって、限定的な

効力しか持たない引付（内談）頭人奉書を臨時に発給するにとどめること、つまり直義管下の評定—引付方組織を堅持して鎌倉幕府の体制を継承するのか、それとも相対的に強力な機能を有する施行状を「制度」化すること、つまり将軍権力を確立させるためにも、執事の権限を強化し、守護に遵行を命じる制度を発展させて組織の中核に据えるのかという、将来的に幕府がいかなる組織・体制をとるべきかをめぐり、幕府内部における政策路線の対立でもあり、観応の擾乱の大きな要因となった。

第三章は、観応の擾乱以降の下文施行システムを実証的に検討したものである。

観応の擾乱以降、弱体化した足利政権の立て直しを図り、以前にも増して恩賞充行・所領寄進を積極的に推進する政策を幕府が採用したために、師直路線＝下文施行推進路線が発展的に継承されることとなった。そして観応3年（1352）年9月18日制定室町幕府追加法第60条によって、下文施行状は事実上「制度」化された。

義詮が死去し、足利義満が三代将軍となり、細川頼之が執事に就任して以降は、執事が施行状を一元的に発給する体制となる。執事は、引付頭人の権限も吸収して管領となり、管領施行状・管領奉書を発給して守護に遵行を命じた。その結果、このシステムが室町幕府の根幹の制度として確立する。

第四章では、南北朝期にはなかった所領安堵の管領施行状が、足利義満・同義持期に広範に見られるようになった事実を指摘しつつ、その出現の要因を解明している。

室町幕府が南北朝合一を成し遂げて内乱を終結させ、覇権を確立するうえで、執事（管領）施行状が大きな役割を果たしたが、内乱が終結し、政治的・社会的安定期に入るとともに恩賞充行・所領寄進の機会が減少するにもなって、管領施行状の発給もまた少なくなり、戦時に即応する体制として強大化してきた管領権力が衰退する危機が到来した。管領は、その危機を克服し、己の求心力を維持するために、従来は施行状がつかなかった所領安堵に対しても、施行状を発給するようになった。将軍の安堵の御判御教書に付される管領施行状、すなわち安堵施行状は、所領荘園秩序を恒常的に維持し、幕府—守護体制を安定化させることに一定の貢献をなした。しかしとくに当知行安堵施行状は、本来は守護が遵行する必要の存在しない当知行所領に遵行を命じるという、構造上決定的な矛盾を内包していた。

当知行安堵施行状は、従来の「沙汰付」型施行状から、義満治世末期には「沙汰付」文言が存在せず被安堵者の所務の全うを命じる所務保全型施行状に、ついで四代将軍義持治世中期には守護宛ではなく、被安堵者に直接宛てて発給される当事者宛施行状に変化する。これは、右の矛盾を解決するための制度改革であったと考えられるが、施行状の中核的で最重要の機能であった「沙汰付」をはずしたことによって、当知行安堵施行状の必要性はますます低下し、発給頻度も下がっていき、応永29（1422）年7月29日制定追加法第176条・177条によって当知行安堵施行状は廃止され、以降は不知行所領に限定して「沙汰付」型施行状が発給されることとなる。

安堵施行状に代わって管領施行状の主流となったのは、守護に対して段銭等の諸公事の免除や使者入部停止を命じる将軍御判御教書を施行する文書、すなわち御判施行状である。これが15世紀中頃から応仁・文明の大乱に至るまで、管領施行状の大半を占める。第五章では、この御判施行状を検討し、将軍—管領権力が守護に対する求心力を失って機能不全に陥っていく過程を考察している。

御判施行状は、当知行を継続している一部の国人や寺社本所に対し、段銭や諸公事以下の守護役を免除し、同時に守護使の現地入部を停止することによって、拝領者の当知行所領に対する支配力を一層強化させ、幕府に対する支持を高めることを目的とした命令である。その意味では、不知行所領や荘園の新たな給付である恩賞充行・所領寄進が衰退した室町中期における、新しいタイプの利益分配システムを体現するものであり、将軍の主従制的支配権を強化する管領施行システムの伝統的かつ根本的な理念に沿った文書である。

しかし御判施行状が、下文施行状・安堵施行状等の従来の施行状と構造的に相違し、かつ決定的に断絶していた点は、守護使不入化を命じることによって、拝領者の所領に対する守護の関与を完全に否定し、排除することであった。御判施行状は、遵行を行うことによって守護の領国支配の発展にも寄与してきた従来の施行状とは、この点において完全に正反対の方向性を有し、守護、さらには自身大守護で発給者でもある管領自身にとって、基本的に大きなデメリットとなる命令であった。

その結果、南北朝初期には時代情勢に合致したシステムとして、きわめて有効に機能した施行制度は、室町中期において

は、時代の変化に対応できず、幕府と守護の関係に楔を打ち込む逆効果を生み出し、かえって幕府権力の弱体化を促進させるものとなっていった。御判施行状は当然、現実的効力には乏しかったと考えられ、管領制度自体が衰退し、また将軍側近や奉行人の政治的台頭を招く。そして応仁・文明の大乱の勃発と同時に、ついに管領施行状・管領奉書、さらには将軍の御判御教書も消滅し、室町幕府発足以来約140年にわたって存続してきた管領制度は実質的に崩壊し、室町幕府は戦国期幕府として、新しい体制を構築することとなる。

論文審査の結果の要旨

戦後における室町幕府研究は、1960年代に佐藤進一氏によって基本的な枠組みが作られた。佐藤氏の所論は多岐にわたるが、その最も大きな成果は、初期の幕府が将軍足利尊氏と弟直義の二頭政治であり、彼らが恩賞充行などの主従制的支配権と所務相論の裁許などの統治権の支配権を分掌していた事実を解明したことであろう。同時に観応の擾乱以後、将軍権力の一元化が進行し、義満の時代に親裁権を強化した将軍のもとで、執事が引付頭人の権限を吸収して、管領制が成立したことが明らかにされている。そしてこれ以降、佐藤氏の提示した枠組みを継承・発展させる形で、研究は進展した。論者はこうした研究動向に対して、統治権の支配権に属する所務沙汰等に研究が集中していると批判したうえで、改めて将軍権力における主従制的支配権の重要性を強調し、執事（管領）による施行システムに焦点をあてて、主従制的支配権の側面から、将軍権力および室町幕府の支配システムの究明をめざしている。

本論は5章からなり、その前後に研究史を整理し課題を明示した序章と、論文の内容を要約した終章が配されている。

第一章「室町幕府執事施行状の形成と展開」では、下文施行状に代表される執事施行状の出現の意義を究明している。幕府の草創期から将軍足利尊氏は、武士や寺社本所に対し、大量の下文や寄進状を発給して恩賞充行や所領寄進を行った。しかし動乱による混乱を反映して、問題をはらむ下文が大量に出現し、また従来の自力救済だけでは現地を実効支配できない武士・寺社が多数存在した。その問題を解決するために開発されたのが、執事が発給する下文施行状（執事施行状）であった。下文施行状は、下文を再調査し、適正であると認めたものに対しては、恩賞地が存在する国の守護に遵行を命じることによって、恩賞地の当知行化を推進する機能を有する文書であった。この下文施行システムは、武士・寺社に対する恩賞・寄進を行う将軍の主従制的支配権を補強したばかりでなく、遵行を担当する守護の領国支配を進展させたこと、論者は捉える。下文施行システム、および執事施行状に対してはじめて本格的な分析を加えたものであり、第三章とともに、室町幕府の支配システムを解明するうえで大きな意義をもっている。

第二章「南北朝期室町幕府仁政方の研究」では、室町幕府仁政方の性格を明らかにしつつ、下文施行政策をめぐる高師直と足利直義の対立を論じる。論者はまず、仁政方を将軍管轄下において、執事が施行状等を発給するなどして運営を取りしきる機関であったと捉える。ついで師直と直義の抗争をとりあげ、これは、恩賞充行政策を遂行するにあたって、直義管下の評定一引付方組織を堅持して鎌倉幕府の体制を継承するのか、それとも将軍権力のもとで執事の権限を強化し、守護に遵行を命じる制度を発展させるのかという、幕府内部における政治路線の対立でもあり、観応の擾乱の大きな要因となったと論じる。議論のあった仁政方に対する新しい見方をうちだしたばかりでなく、師直と直義の対立の背景を考察し、政治路線の対立と位置づけた点が新鮮である。

第三章「観応の擾乱以降の下文施行」は、観応の擾乱以降の下文施行システムを検討したものである。観応の擾乱以降、恩賞充行・所領寄進を積極的に推進する政策を幕府が採用したために、師直路線＝下文施行推進路線が発展的に継承されることとなり、観応3年（1352）、追加法第60条によって、下文施行状は事実上「制度」化された。しかしこれは、施行状発給権を執事が独占することにつながらず、執事が施行状を一元的に発給するのは、足利義満が将軍となり、細川頼之が執事に就任してからである。これ以降、執事は引付頭人の権限も吸収して管領となって、管領施行状等を発給して守護に遵行を命じるようになり、その結果、このシステムが室町幕府の根幹の制度として確立したと説く。

第四章「室町幕府安堵施行状の形成と展開」では、南北朝期には存在しなかった所領安堵の管領施行状が、足利義満・義持期に広範に見られるようになった事実を解明している。内乱が終結するとともに恩賞充行等の機会が減少したため、管領施行状の発給も少なくなり、管領権力が衰退する危機が到来した。管領は、その危機を克服するために、従来は施行状がつかなかった所領安堵に対しても、施行状を発給するようになった。これが安堵の御判御教書に付される管領施行状（安堵施

行状)である。しかしそのなかの当知行安堵施行状に関しては、本来は守護の遵行を要しない当知行所領に遵行を命じるという、構造上の矛盾を内包していたため、制度改革がくりかえされたが、施行状の最重要の機能であった「沙汰付」をはずしたことによって、その必要性はますます低下し、やがて当知行安堵施行状は廃止されたと論じる。所領安堵の管領施行状が登場する背景をはじめて検討したものであり、研究史上の意義は大きい。

第五章「室町幕府御判施行状の形成と展開」では、守護に対して段銭等の諸公事の免除や使者入部停止を命じる御判御教書を管領が施行する文書(御判施行状)を検討している。御判施行状は、拝領者の当知行所領に対する支配を強化し、幕府に対する支持を高めることを目的とした命令である。その意味では、恩賞充行・所領寄進が減少した室町中期における、新しいタイプの利益分配システムを体現するものであり、将軍の主従制的支配権を強化する管領施行システムの理念に沿った文書である。しかし御判施行状は、守護使不入を命じることによって、拝領者の所領に対する守護の関与を否定し排除する点で、遵行を行うことによって守護の領国支配の発展にも寄与してきた従来の施行状とは正反対の方向性を有し、守護にとって大きなデメリットとなる命令であった。そのため、施行制度は結果的に幕府と守護の関係に楔を打ち込むことになり、幕府権力の弱体化を促進させるシステムに転落していったと捉える。御判施行状の歴史的意義を明確にしたばかりでなく、管領制度衰退に対しても新たな論点を提示したものである。

以上みたように、執事(管領)施行状の出現とその変化に着目して、室町幕府の執事(管領)施行システムの形成と展開を跡づけたことが、本論文の大きな成果である。このシステムが将軍の主従制的支配権を強化する役割を果たしたことを踏まえるならば、本論文は新たな観点から将軍権力の捉え直しを図ったものであり、従来手薄であった側面に光をあてた独創的な室町幕府研究であると評価される。とはいえ、望むべき点もいくつかみられる。史料のより深い読みが求められるところがあること、また結論を急ぐあまり、実証において強引なところが散見することなどである。しかしこれらも今後の精進によって克服することが可能であり、博士論文としての価値を大きく損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。2006年7月27日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。